

平成 3 0 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第13号 | 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について ----- | 1 |
| 議案第14号 | 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について ----- | 4 |
| 議案第15号 | 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ----- | 5 |
| 議案第16号 | 上尾市学校運営協議会規則の制定について ----- | 7 |
| 議案第17号 | 上尾市学校運営協議会委員の任命について ----- | 12 |
| 議案第18号 | 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- | 13 |
| 議案第19号 | 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について ----- | 14 |
| 議案第20号 | 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について ----- | 15 |

議案第 1 3 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則（平成 2 9 年上尾市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の規定」を「第 2 条第 1 項の規定」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

別表第 1 の左欄に掲げる上尾市教育委員会の事務局の組織又は教育機関に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

| 事務局の組織又は教育機関 | | 職 | 職 務 |
|--------------|------------|-------------------|--|
| 1 | 教育総務部生涯学習課 | 社会教育指導員 | (1) 上尾市立公民館及び上尾市立人権教育集会所の事業の実施に関する事 (2) 社会教育団体の支援に関する事 |
| 2 | 同上 | 文化財調査専門員 | (1) 文化財の調査に関する事 (2) 文化財の保存、保護及び活用に関する事 |
| 3 | 図書館 | 子どもの読書活動支援センター協力員 | (1) 学校図書館への支援に関する事 (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 5 4 号）第 7 条に規定する関係機関及び民間団体との |

| | | | |
|---|---------|-------------|--|
| | | | <p>連携の強化に関すること。</p> <p>(3) 家庭及び地域における子どもの読書活動の推進に関すること。</p> |
| 4 | 教育センター | 教育相談員 | <p>(1) 幼児、児童及び生徒並びに保護者の教育問題等に関する教育相談に関すること。</p> <p>(2) 上尾市立の幼稚園及び小・中学校における教育相談の支援に関すること。</p> <p>(3) 教育相談の調査研究に関すること。</p> |
| 5 | 同上 | 学校適応指導教室指導員 | <p>(1) 適応指導及び教育相談に関すること。</p> <p>(2) 上尾市立小・中学校における不登校の児童及び生徒の適応指導の支援に関すること。</p> <p>(3) 適応指導の調査研究に関すること。</p> |
| 6 | 同上 | 教育心理専門員 | <p>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</p> <p>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</p> |
| 7 | 上尾市立中学校 | さわやか相談室相談員 | <p>(1) 児童及び生徒との相談及び援助に関すること。</p> <p>(2) 教職員との連携に関すること。</p> <p>(3) 学校、家庭及び地域社会との連携に関すること。</p> <p>(4) その他いじめ、不登校等への対応に関すること。</p> |

別表第2の5の項から7の項までを次のように改める。

| | | |
|---|-------------|-----|
| 5 | 学校適応指導教室指導員 | 3人 |
| 6 | 教育心理専門員 | 3人 |
| 7 | さわやか相談室相談員 | 11人 |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

学校適応指導教室指導員を置く上限人数を3人に改めるほか、規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 14 号

上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則
上尾市立幼稚園管理規則（昭和 62 年上尾市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「（平成 20 年文部科学省告示第 26 号）」を「（平成 29 年文部科学省告示第 62 号）」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

幼稚園教育要領（平成 20 年文部科学省告示第 26 号）の全部改正に伴う規定の整理を行いたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の2」を「第19条の3」に改める。

第3条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 体験的学習活動等休業日 6月の第2金曜日

第19条の2第1項を次のように改める。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条第1項
（同令第79条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、対象学
校以外の学校に、学校評議員を置く。

第19条の2第3項中「委嘱するものとする」を「委嘱する」に改め、同
条第4項中「委嘱の日から当該年度の末日まで」を「1年」に改め、同条第
5項中「別に」を削り、第5章中同条を第19条の3とする。

第19条の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第19条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1
項の規定に基づき、次に掲げる学校（以下この章において「対象学校」と
いう。）に学校運営協議会を置く。

- (1) 上尾市立上尾小学校
- (2) 上尾市立東町小学校
- (3) 上尾市立上尾中学校

2 対象学校の校長は、教育課程の編成のほか、次に掲げる事項について毎
年度基本的な方針を作成し、当該学校運営協議会の承認を得なければなら
ない。

- (1) 学校教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第36条第1項中「（昭和22年文部省令第11号）」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

土曜日、日曜日と組み合わせて3連休を確保するため、6月の第2金曜日を体験的学習活動等休業日と定め、学校における休業日に加えたいため、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に基づき、上尾市立小・中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市学校運営協議会規則の制定について
上尾市学校運営協議会規則を次のように定める。

平成30年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

上尾市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき上尾市立小学校及び中学校に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校（法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定による協議会の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他任用に関して、当該職員が県費負担教職員（法第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）であるときは教育委員会を經由し、埼玉県教育委員会に対して、当該職員が教育委員会に任用された者であるときは教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、個人を特定する意見は、述べることができない。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会又は埼玉県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（委員の任命）

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 対象学校の教職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を任命することができる。
- 4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任命された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となる行為
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為

(会長及び副会長)

第10条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員は、自己の利害に直接の関係を有する事項を協議するときは、議事に加わるできない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 7 協議会の会議は、公開する。ただし、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第7条に掲げる情報に関し審議する場合その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合で、会長が協議会の会議に諮って公開しないことを決定したときは、この限りでない。
- 8 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 9 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 10 会長は、協議会の会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

（研修等の実施）

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第14条 教育委員会は、第9条の規定に違反したときその他特別な理由がある場合は、委員を解任することができる。

（庶務）

第15条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、上尾市立小・中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について
上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

平成 30 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

- 1 任命 [任期：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで]
【学校運営協議会委員】 別紙のとおり（当日配布）

提案理由

上尾市立上尾中学校、上尾市立上尾小学校、上尾市立東町小学校に学校運営協議会を新たに設置することに伴い、上尾市学校運営協議会規則（議案第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により、委員を任命したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程（平成 29 年上尾市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「3 日」を「4 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子どもの読書活動支援センター協力員の勤務日数を増やしたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について
上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 30 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

任期 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

| 氏名 | 住所 | 専門分野 | 備考 |
|--------------------|-----------|-----------|----|
| うだか よしあき 宇高 良哲 | 上尾市大字今泉在住 | 歴史（中・近世史） | 再任 |
| いのうえ はじめ 井上 肇 | 上尾市浅間台在住 | 考古 | 再任 |
| きし きよとし 岸 清俊 | 上尾市大字小泉在住 | 歴史（近世史） | 再任 |
| こじま たかお 小島 孝夫 | 伊奈町大字小室在住 | 民俗 | 再任 |
| しもさと みつまさ 下里 光正 | 上尾市柏座在住 | 工芸品（陶芸） | 再任 |
| すぎやま まさし 杉山 正司 | 上尾市二ツ宮在住 | 歴史（近世史） | 新任 |
| とおやま まさひろ 遠山 正博 | 上尾市二ツ宮在住 | 工芸品（刀剣） | 再任 |

提案理由

文化財保護審議会委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 27 条の規定により委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る平成 30 年度当初人事異動を下記のとおり実施する。

平成 30 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

別冊「平成 30 年度当初人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び教育機関の職員に係る平成 30 年 3 月 31 日付及び同年 4 月 1 日付人事異動を発令したいので、この案を提出する。